

第4期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画（案）に対する意見の概要と県の考え方

| 番号 | 項目 | 意見の概要 | 県の考え方 |
|----|-----------------|---|---|
| 1 | 全体 | 自治体が本計画の達成について、十分な職員と財源の確保ができるよう、国に対して要請すること。 | ホームレス問題については、国の責任において総合的な対策を行うことや、十分な財政措置について、全国の自治体と連携して国に対して要望しております。 |
| 2 | 第1 はじめに | P2 「地域社会におけるホームレスに関する問題の解決」の前に「ホームレスの状況の変化に対応した取り組み及び」と追記してほしい。 | 次章において、平成28年10月のホームレスの生活実態調査の結果を示し、「現状における問題点と課題」の中で、同趣旨の記述をしておりますのでご理解ください。 |
| 3 | 第3 ホームレス対策の推進方策 | P11 「一時宿泊施設(シェルター)及び自立支援センターの入所者に対して」の次の「規則正しい生活習慣や就業習慣の醸成を目的とした」を「日常生活に関する訓練や精神面でのケアを目的とした」に訂正してほしい。 | 「精神面でのケア」は一時宿泊施設や自立支援センターの主な目的ではありませんのでご理解ください。「日常生活に関する訓練」の趣旨は該当箇所における計画（案）の記述に含まれていると考えております。 |
| 4 | 第3 ホームレス対策の推進方策 | P12 「公営住宅の優先入居制度」「ホームレスの優先入居制度」を「公営住宅の割当・優先入居制度」「ホームレスの割当・優先入居制度」とすべき。また、県営住宅の入居に際し、保証人要件を削除してほしい。 | 「優先入居制度」という言葉は、制度の内容を十分表しているものと考えております。なお、県営住宅への入居の際の連帯保証人に関しては、ホームレス優先入居制度では、やむを得ない場合には、猶予ができることとしております。 |
| 5 | 第3 ホームレス対策の推進方策 | P18 「推進すべき取組」及び《県の取組》には自立支援センターを中心とした取組が記載されているが、ホームレスの高齢化等が進んでおり、本来は生活保護の適用を優先すべき。 | 該当部分は「ホームレス自立支援事業等」という項目の中で、就業意欲がある方に対しての就業支援の中心として自立支援センターを記載したものです。要保護者に対して生活保護が適用されるのは当然と考えており、生活保護の適用については「緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施」の項目に記載しております。ご理解ください。 |
| 6 | 第3 ホームレス対策の推進方策 | P19 特別措置法の定義を超えたホームレス層の存在について、実態の把握が困難とするだけで、その把握・支援について具体的な取組が記載されていない。県の責任として、実態把握とその支援に取り組むことを明記すべき。 | 実態の把握が困難な生活困窮者については、「推進すべき取組」の中で、県及び市が設置する自立相談支援機関が中心となって把握し、相談窓口の周知に努める旨記載しております。 |
| 7 | 第3 ホームレス対策の推進方策 | P19 「家賃滞納や電気、ガス、水道のライフラインが止められている生活困窮者」の前に、「税金滞納」を追記してほしい。 | 家賃滞納やライフラインの停止などは、端的に生活困窮を示しており、ホームレスとなるおそれがあるとして生活相談・援助を行う際の指標として適切なものと考えております。 |

第4期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画（案）に対する意見の概要と県の考え方

| 番号 | 項目 | 意見の概要 | 県の考え方 |
|----|-----------------|---|--|
| 8 | 第3 ホームレス対策の推進方策 | P21 「無料低額宿泊事業が・・・設置されています。」の次に、「生活保護受給者のうち、住宅扶助を受ける利用者間で不利益、差別を被らないよう適正な住宅扶助支払い及び劣悪な状況下であれば転宅推進を図る必要があります。」と追記してほしい。 | 無料低額宿泊事業はホームレス状態からの脱却先として選択肢の一つですが、劣悪な状況であることが把握されている場合については選択されるべきではないと考えております。そうした劣悪な状況での運営を防止するためにも、施設所在地の自治体において指導指針に基づき指導を行っている、という趣旨ですので、ご理解ください。 |
| 9 | 第3 ホームレス対策の推進方策 | P21 「この事業の適正な運営を図るため、施設所在地の自治体では、指導指針を策定し、指導を行っています。」の次に、「・・・行っていますが、指導指針がさらに周知され、守られるよう実施する必要があります。」を追記してほしい。 | |
| 10 | 第3 ホームレス対策の推進方策 | P27 「計画の推進に当たっては」の次の、「行政、民間を含め、多方面の関係者が役割を分担し」を「行政機関が主体・中心として積極的に役割を果たし、民間を含み」に訂正してほしい。 | 国の基本方針の中で、「総合的かつ効果的な推進体制等」として国・地方公共団体・関係団体の役割が明記されており、関係団体の重要な役割が指摘されております。行政、民間を含めた多方面の関係者が、それぞれの立場で連携を取り合い、当事者意識をもって施策を推進していくことが重要と考えております。 |
| 11 | 第3 ホームレス対策の推進方策 | P28 「ホームレス自身も、行政や民間の支援を活用すること等により、自らの自立に努めることが大切です。」を削除し、「まずは、行政・民間を含めて助言・支援等を進めていく中で、ホームレス自身が自立意識に目覚め、ふつうの暮らしができることが大切と思われれます。」を追記してほしい。 | 該当部分は「関係者相互の役割分担と連携・協力」という項目の中で、ホームレス自身の役割等に記載したもので、行政・民間の支援等についても当該項目の中に別に記載されております。平成28年10月の生活実態調査の結果では「今のままでいい」という方が全体の3割強を占め、最も多くなっていること等から、ホームレスの自立に向けては、ホームレス自身の努力も重要と考えております。 |